JKK東京
ひとと、くらしをあったかく。

すまいのきずな ～自治会通信～

令和８年秋号（№20）

【発行】 ＪＫＫ東京 公営住宅管理部 都営管理課

自衛消防訓練活動の取り組みについて（紹介）

自衛消防訓練は、火災や地震などの災害による被害を最小限にくい止め、みなさんがご自身を守れるよう、定期的に行うことが大切です。

今回は、２自治会の取り組みについて紹介いたしますので、是非参考にしてください。

なお、取り組みの内容については、掲載面の関係上、別紙にて紹介いたします。

共用部に関するアンケート調査結果について

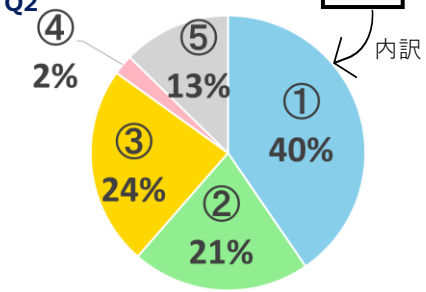
令和６年11月に実施した「共用部の管理に関するアンケート」の結果についてお知らせします。

いただいたご意見は、今後の利便性向上につなげてまいります。

【アンケート結果概要】
Q1　共益徴収事業の利用の有無（利用中・利用予定／利用予定はない）
Q2　利用予定はないを選択した場合、その理由（①~⑤から選択、複数回答可）

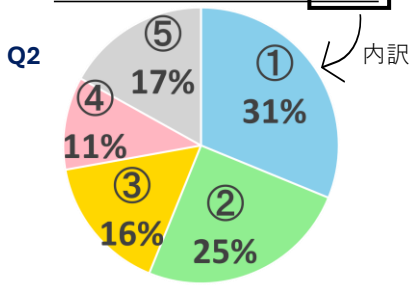
1 共用部の光熱水費の支払

Q1 利用中・利用予定 34%
利用予定はない **66%**



2 共用灯・街路灯の電管球の交換

Q1 利用中・利用予定 30%
利用予定はない **70%**

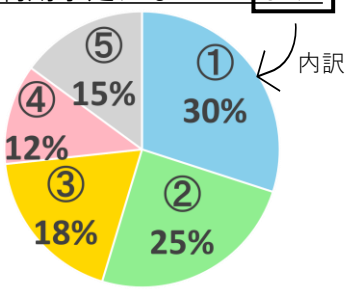


Q2 選択肢

① 自分達で実施したい
② 費用等の情報が不足
③ 自治会内の意見とりまとめ困難
④ 業者を選びたい
⑤ その他

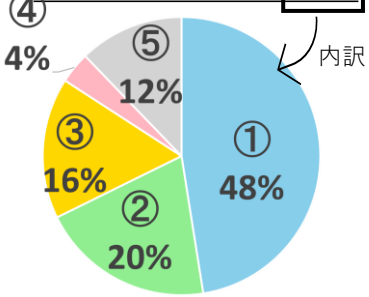
3 草刈り・中低木の刈込み等

Q1 利用中・利用予定 33%
利用予定はない **67%**



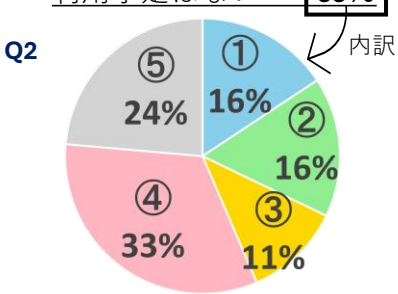
4 落ち葉の清掃

Q1 利用中・利用予定 16%
利用予定はない **84%**



5 排水管の清掃

Q1 利用中・利用予定 31%
利用予定はない **69%**



【アンケート結果に関するお問い合わせ先】
東京都　住宅政策本部　都営住宅経営部　経営企画課　　電話：03-5320-4972

「共益費徴収事業」募集のお知らせ
募集期間：令和９年３月１日から令和９年６月３０日まで

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっていることから、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

ここでは、令和10年４月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

1　都が徴収する共益費の範囲

以下の①～④のうち、自治会等が希望する項目を東京都が実施します。

①共用部分の電気・水道料金の支払い
②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
③草刈り（年２回）、中低木の刈込・剪定（年１回）
④落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

【草刈り実施例】

（施工前）　（施工後）



2　主な申込条件

原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申込みが可能です。
（申込みにはお住まいのみなさまの同意が必要です。）

※　各項目の金額については、事前の提示ができません（申込み後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますのでご確認ください。

3　募集案内の請求方法

- 募集案内を希望する場合は、本紙に同封している＜共益費徴収事業　資料請求はがき＞に必要事項を記入のうえ、郵送してください。ご郵送いただいた自治会等には、募集案内を令和９年２月以降、順次発送します。
- なお、郵送期限は令和９年５月３１日までです。申込みには書類の準備などに時間を要しますので、＜共益費徴収事業　資料請求はがき＞はお早めに投函してください。

4　すでに共益費徴収事業を実施している自治会等のみなさまへ

現在の実施内容に項目追加や削除のご希望がある場合は、令和９年３月１日から同年６月３０日までに申込みが必要です。

お問い合わせ
JKK東京　お客さまセンターへ
受付時間　９時～18時
（土日・祝日・年末年始は除く）

・**本紙に関するお問い合わせ**　都営管理課　都営事業推進係
・**共益費徴収事業に関するお問い合わせ**
都営管理課　共益費事業推進係
☎０５７０-０３-００７１（ナビダイヤル）
☎０３-６２７９-２６５２（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。